

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	平成21年度	平成22年度	増 減
プロパー資金	203,664	193,281	▲10,383
農業制度資金	27,603	18,678	▲8,925
農業近代化資金	5,416	1,290	▲4,126
その他制度資金	22,187	17,388	▲4,799
合 計	231,267	211,959	▲19,308

※単位未満を切り捨て表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：千円)

種 類	平成21年度	平成22年度	増 減
破綻先債権額	2,220	2,765	545
延滞債権額	221,949	262,402	40,453
3ヵ月以上延滞債権額	0	0	0
貸出条件緩和債権額	0	0	0
合 計	224,169	265,167	40,998

※単位未満を切り捨て表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

- (注) 1. 破綻先債権
 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
 2. 延滞債権
 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
 3. 3ヵ月以上延滞債権
 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
 4. 貸出条件緩和債権
 債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。